

不適切な処分

下の者には過酷な処分 会社で大損害を与えた本社幹部は軽い処分

業務停止命令による会社の信用失墜並びに巨額の損害をもたらした当事者には厳しい処分が必要である。社内賞罰規程によってもそれは明記されており、勝手に暴走したとされる保険金部の役職は、本来ならば懲戒解雇（退職金不支給）である。さらに会社としては損害賠償請求を当事者にすべき事案である。金子社長には、お客様第一主義・契約者利益擁護の観点からミスリードした法務部長を含め、是非とも損害賠償請求を実行してもらいたいものである。しかしながら、最近会社との交渉の場で驚くべき事実が明らかとなったので、以下にその内容を記す。

	総合職 A 氏（営業）酒気帯び運転	業務停止命令 2 週間・業務改善命令	脱税・保険業法違反の高額リベート
内容	合併後の平成 4 年以降、酒気帯び運転 3 回の道路交通法違反 (人身・物損事故は起していない)	死亡保険金不払い・募集時の不正話法が保険業法違反とされ、2 週間の業務停止命令・業務改善命令を受ける。新聞・テレビ・専門誌等で大々的に報道され信用失墜。営業停止による損害・契約者 740 万人へ謝罪文書郵送・営業員に対する補償・顧客からの苦情・解約など莫大な損害を被る	98 年から 3 年間で対象とした税務調査で約 50 億円の申告漏れを指摘され、重加算税 10 数億円を追徴課税された。 また、99 年に某証券との終身保険の法人契約を締結した際、手数料に見せかけた経理操作を行い、契約の見返りに約 2 億 7000 万円をリベートとして渡していたことが、脱税とみなされた。(朝日新聞報道)
会社処分	↓ 1 ヶ月の出勤停止 4 月末日で諭旨解雇	↓ 暴走保険金部長は転進支援制度で退職金と支援金を受け取りいったん退職。その後関連会社で再雇用されていたことがマスコミによって暴露される。 社長は 6 ヶ月の無給、法務部長は退任・他役員は減給・一部降格・保険金部の処分は・・・詳細不明	↓ 5 年前の不祥事に対し、会社は今年 3 月に担当者 6 名を厳正に処分したとのこと。詳細不明
社内賞罰規程	別表 2 懲戒基準 C 一般的事項 7.2 飲酒運転等により道路交通法違反として起訴された場合 処分内容 = 減給または出勤停止	別表 2 懲戒基準 C 一般的事項 7.9 重大な違反により、当社が業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を受けたとき。 処分内容 = 出勤停止・降格・諭旨解雇・懲戒解雇	就業規則第 51 条 2 . (3) 故意または重大な過失により会社に著しい損害を与えた場合、もしくは会社の名誉・信用を著しく傷つけた場合 (4) 保険契約締結に関し悪質な不正行為を行い、会社に著しい損害を与えた場合 処分内容 = 諭旨解雇または懲戒解雇

どう見てもおかしいでしょう！ A 氏の処分は明らかに規程に反する不当解雇です。全労組は A 氏の件で現在交渉中

平然としている本社幹部には契約者代表訴訟で損害を弁償させよう。

明治安田生命労働組合協議会